

教育テック大学院大学自己点検・評価委員会規程

2025年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、教育テック大学院大学（以下、本学という。）学則第3条の規定に基づく自己点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、本学の教育・研究上の組織及びその活動について必要な自己点検・評価を実施することにより、本学の教育・研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

(評価委員会の設置)

第3条 自己点検・評価の前提となる基本的事項及び基本計画を審議・決定し、総合的な自己点検・評価を実施するため、学長の下に教育テック大学院大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議するとともに、その決定に基づく総合的な自己点検・評価を実施する。

- (1) 自己点検・評価の前提となる本大学の理念、将来構想及び改善方針に関すること。
- (2) 自己点検・評価の基本計画に関すること。
- (3) 自己点検・評価の対象となる範囲、分野、項目等に関すること。
- (4) 自己点検・評価の組織及び体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく検証に関すること。
- (6) 自己点検・評価の結果に基づく改善策の策定に関すること。
- (7) 自己点検・評価にかかわる報告書の作成及び公表に関すること。
- (8) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価申請に関すること。
- (9) 前各号のほか、自己点検・評価に関し全学委員会が必要と認めた事項

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 理事長が指名する常勤理事2名
- (4) 研究科長
- (5) 研究科教授会から推薦された専任教員3名
- (6) 理事長が指名する事務管理職5名

2 前項第1号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、本委員会の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が定めた順位により、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(自己点検・評価報告書の作成・提出)

第9条 委員会は、自己点検・評価の結果に基づき、自己点検・評価報告書を作成し、外部評価委員会へ諮問したのち、理事会へ諮問する。

2 外部評価委員会に関する事項は別に定める。

(自己点検・評価結果の公表)

第10条 理事会は、委員会の評価結果を付して当該年度の自己点検・評価報告書を学内外に公表するものとする。

(構成員の義務)

第11条 本法人及び本大学の構成員は、自己点検・評価の結果を真しに受け止め、教育・研究活動の活性化及び業務の改善に努めなければならない。

(結果の活用)

第12条 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、速やかに、有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は、大学院事務局が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めのない事項については、委員長が委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附則

(施行期日) この規程は、2025年4月1日から施行する。